

議案第13号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 白石 高士

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表学務課の部保健給食係の項の次に次のように加える。

公会計化準備担当係長

第2条の表中学校支援課の部を削り、学校整備課の部の次に次のように加える。

学校支援課

学校支援係

家庭・地域教育担当係長

教育連携担当係長

事業調整担当係長

新しい学校づくり担当係長

部活動改革担当係長

子どもの居場所づくり担当係長

学校開放担当係長

第5条の表教育人事企画課の部教育人事係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 区立学校における庶務事務システムの運用及び管理に関すること。

第5条の表学務課の部保健給食係の項の次に次のように加える。

公会計化準備担当係長

(1) 学校給食費等の公会計化に係る検討及び調整に関すること。

第5条の表中学校支援課の部を削り、学校整備課の部の次に次のように加える。

学校支援課

学校支援係

(1) 学校運営協議会に関すること。

(2) 学校支援本部等の運営等に関すること。

(3) 中学生レスキュー隊に関すること。

(4) 課内他の係等に属さないこと。

家庭・地域教育担当係長

- (1) 家庭教育に関すること。
- (2) 青少年委員に関すること。
- (3) P T A等に関すること。

教育連携担当係長

- (1) 家庭・地域・学校の連携推進に関すること。

事業調整担当係長

- (1) 社会体育に係る区長の事務部局との連絡調整に関すること。

新しい学校づくり担当係長

- (1) 新しい学校づくりに関すること。
- (2) 新しい学校づくりにおける懇談会の運営に関すること（学校整備課に属するものを除く。）。
- (3) 小中一貫教育の推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (4) 学校施設の有効活用の推進に関すること。

部活動改革担当係長

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 部活動の支援に関すること。

子どもの居場所づくり担当係長

- (1) 区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。

学校開放担当係長

- (1) 区立学校開放事業に関すること。
- (2) 区立学校施設の使用承認（短時間使用の場合に限る。）に関すること。

別表第1中「学校整備担当部長」を「学校整備・支援担当部長」に改め、「学校整備課」の次に「及び学校支援課」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は次のとおりとする。</p> <p>庶務課 略</p> <p>教育人事企画課 略</p> <p>学務課</p> <p>学事係</p> <p>就学奨励担当係長</p> <p>保健給食係</p> <p><u>公会計化準備担当係長</u></p> <p>児童健康支援担当係長</p> <p>特別支援教育課 略</p> <p>学校整備課 略</p> <p><u>学校支援課</u></p> <p><u>学校支援係</u></p> <p><u>家庭・地域教育担当係長</u></p> <p><u>教育連携担当係長</u></p> <p><u>事業調整担当係長</u></p> <p><u>新しい学校づくり担当係長</u></p> <p><u>部活動改革担当係長</u></p> <p><u>子どもの居場所づくり担当係長</u></p> <p><u>学校開放担当係長</u></p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は次のとおりとする。</p> <p>庶務課 略</p> <p>教育人事企画課 略</p> <p>学務課</p> <p>学事係</p> <p>就学奨励担当係長</p> <p>保健給食係</p> <p>児童健康支援担当係長</p> <p>特別支援教育課 略</p> <p><u>学校支援課</u></p> <p><u>学校支援係</u></p> <p><u>家庭・地域教育担当係長</u></p> <p><u>教育連携担当係長</u></p> <p><u>事業調整担当係長</u></p> <p><u>新しい学校づくり担当係長</u></p> <p><u>部活動改革担当係長</u></p> <p><u>子どもの居場所づくり担当係長</u></p> <p><u>学校開放担当係長</u></p> <p>学校整備課 略</p>

新	旧
<p>生涯学習推進課 略 (各課、係等の分掌事務) 第5条 事務局の各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。 庶務課 略 教育人事企画課 教育人事係 (1)～(5) 略 <u>(6) 区立学校における庶務事務システムの運用及び管理に関すること。</u> <u>(7) 課内他の担当係長に属さないこと。</u> 人事企画担当係長 略 学務課 学事係 略 就学奨励担当係長 略 保健給食係 略 <u>公会計化準備担当係長</u> <u>(1) 学校給食費等の公会計化に係る検討及び調整に関すること。</u> 児童健康支援担当係長 略 特別支援教育課 略</p>	<p>生涯学習推進課 略 (各課、係等の分掌事務) 第5条 事務局の各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。 庶務課 略 教育人事企画課 教育人事係 (1)～(5) 略 <u>(6) 課内他の担当係長に属さないこと。</u> 人事企画担当係長 略 学務課 学事係 略 就学奨励担当係長 略 保健給食係 略 児童健康支援担当係長 略 特別支援教育課 略 <u>学校支援課</u> <u>学校支援係</u> <u>(1) 学校運営協議会に関すること。</u> <u>(2) 学校支援本部等の運営等に関すること。</u> <u>(3) 中学生レスキュー隊に関すること。</u> <u>(4) 課内他の係等に属さないこと。</u> <u>家庭・地域教育担当係長</u> <u>(1) 家庭教育に関すること。</u> <u>(2) 青少年委員に関すること。</u> <u>(3) PTA等に関すること。</u> <u>教育連携担当係長</u> <u>(1) 家庭・地域・学校の連携推進に関すること。</u> <u>事業調整担当係長</u> <u>(1) 社会体育に係る区長の事務局との連絡調整に関すること。</u></p>

新	旧
<p>学校整備課 略</p> <p>学校支援課</p> <p>学校支援係</p> <p>(1) <u>学校運営協議会に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校支援本部等の運営等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>中学生レスキュー隊に関すること。</u></p> <p>(4) <u>課内他の係等に属さないこと。</u></p> <p>家庭・地域教育担当係長</p> <p>(1) <u>家庭教育に関すること。</u></p> <p>(2) <u>青少年委員に関すること。</u></p> <p>(3) <u>P T A等に関すること。</u></p> <p>教育連携担当係長</p> <p>(1) <u>家庭・地域・学校の連携推進に関すること。</u></p> <p>事業調整担当係長</p> <p>(1) <u>社会体育に係る区長の事務部局との連絡調整に関すること。</u></p> <p>新しい学校づくり担当係長</p> <p>(1) <u>新しい学校づくりに関すること。</u></p>	<p>新しい学校づくり担当係長</p> <p>(1) <u>区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針に関すること。</u></p> <p>(2) <u>区立小中学校新しい学校づくり計画の策定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>新しい学校づくりにおける懇談会の運営に関すること（学校整備課に属するものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>小中一貫教育の推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>学校施設の有効活用の推進に関すること。</u></p> <p>部活動改革担当係長</p> <p>(1) <u>部活動の地域移行に関すること。</u></p> <p>(2) <u>部活動の支援に関すること。</u></p> <p>子どもの居場所づくり担当係長</p> <p>(1) <u>区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。</u></p> <p>学校開放担当係長</p> <p>(1) <u>区立学校開放事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>区立学校施設の使用承認（短時間使用の場合に限る。）に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>学校整備課 略</p>

新	旧																
<p>(2) <u>新しい学校づくりにおける懇談会の運営に関すること(学校整備課に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(3) <u>小中一貫教育の推進に関すること(他の課に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(4) <u>学校施設の有効活用の推進に関すること。</u></p> <p>部活動改革担当係長</p> <p>(1) <u>部活動の地域移行に関すること。</u></p> <p>(2) <u>部活動の支援に関すること。</u></p> <p>子どもの居場所づくり担当係長</p> <p>(1) <u>区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。</u></p> <p>学校開放担当係長</p> <p>(1) <u>区立学校開放事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>区立学校施設の使用承認(短時間使用の場合に限る。)に関すること。</u></p> <p>生涯学習推進課 略 別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="185 746 1066 1058"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策担当部長</td> <td>教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務</td> </tr> <tr> <td>学校整備・支援担当部長</td> <td>学校整備課及び学校支援課が所掌する事務</td> </tr> <tr> <td>生涯学習担当部長</td> <td>生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務	教育政策担当部長	教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務	学校整備・支援担当部長	学校整備課 及び 学校支援課が所掌する事務	生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務	<p>生涯学習推進課 略 別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1171 746 2051 1058"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策担当部長</td> <td>教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務</td> </tr> <tr> <td>学校整備担当部長</td> <td>学校整備課_____が所掌する事務</td> </tr> <tr> <td>生涯学習担当部長</td> <td>生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務	教育政策担当部長	教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務	学校整備担当部長	学校整備課_____が所掌する事務	生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務
名称	担当事務																
教育政策担当部長	教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務																
学校整備・支援担当部長	学校整備課 及び 学校支援課が所掌する事務																
生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務																
名称	担当事務																
教育政策担当部長	教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務																
学校整備担当部長	学校整備課_____が所掌する事務																
生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務																